

地方公務員の職務の級の構成について（行政職給料表（一））

	地方公務員		【参考】国家公務員			
	都道府県（本庁）	市町村	本省	管区機関	府県単位機関	地方出先機関
10級			課長（特に重要）	管区長（重要）		
9級	部長		課長（重要）	管区長 部長（特に重要）		
8級	次長		室長（困難）	部長（重要）	機関の長（困難）	
7級	総括課長		室長	課長（特に困難）	機関の長	
6級	課長	（部長）	課長補佐（困難）	課長	課長（困難）	機関の長（困難）
5級	総括課長補佐	総括課長	課長補佐	課長補佐（困難）	課長	機関の長 課長（困難）
4級	課長補佐	課長	係長（困難）	課長補佐 係長（困難）	係長（特に困難）	課長
3級	係長	係長	係長 主任（困難）	係長 主任（困難）	係長 主任（困難）	係長（相当困難） 主任（困難）
2級	係員（特に高度）	係員（特に高度）	主任 係員（特に高度）	主任 係員（特に高度）	主任 係員（特に高度）	主任 係員（特に高度）
1級	係員	係員	係員	係員	係員	係員

- (注) 1 「総括課長」とは、例えば部の業務を統括し、又は全庁に渡る人事、予算等の重要な総括的業務を担当する課長を指す。また、「総括課長補佐」とは、例えば全般的に課長を補佐し、又は二課以上にわたる人事、予算等の重要な総括的業務を担当する課長補佐を指す。
- 2 都道府県については、都道府県の規模、行政組織等によっては、職務の内容に応じて部長について10級を設けることができるものである。
- 3 市町村については、市町村の規模、行政組織等に応じてできる限り簡素化を図りつつ、国の給与構造改革の趣旨を踏まえたものとする必要がある。
- 4 「本省」とは、府、省又は外局としておかれる庁の内部部局をいう。
- 5 「管区機関」とは、数府県の地域を管轄区域とする相当の規模を有する地方支分部局をいう。
- 6 「府県単位機関」とは、1府県の地域を管轄区域とする相当規模を有する機関をいう。
- 7 「地方出先機関」とは、1府県の一部の地域を管轄区域とする相当規模を有する機関をいう。
- 8 「室」とは、課に置かれる相当規模を有する室をいう。
- 9 「困難」とは、当該標準的職務のうち、困難な業務を処理、分掌又は所掌する職務を示す。
- 10 「重要」とは、当該標準的職務のうち、重要な業務を所掌する職務を示す。

※ 参考文献等：「自治体の給与・人事戦略」（自治体給与人事研究会）
人事院規則9-8（初任給、昇格、昇給等の基準）別表第1